

## 別表第5（第50条関係）

### 調査計画書の構成基準

#### 第1 調査計画書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 対象事業の目的及び内容
- 5 事業計画の策定に至った経過
- 6 地域の概況  
対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域について、次に掲げる事項の概況を記述すること。
  - (1) 一般項目（人口、産業その他の地域に関する事項）
  - (2) 環境項目（大気汚染、騒音・振動その他の環境に関する事項）
- 7 環境影響評価の項目
  - (1) 選定した項目及びその理由
  - (2) 選定しなかつた項目及びその理由
- 8 調査等の手法  
選定した環境影響評価の項目ごとに、次の事項について記述すること。
  - (1) 調査等の概要
  - (2) 調査事項
  - (3) 調査方法
  - (4) 予測及び評価の手法
- 9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名（地域を明示した地図を添付すること。）
- 10 その他
  - (1) 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令
  - (2) 調査計画書を作成した者の氏名及び住所並びに調査計画書の作成の全部又は一部を委託した場合にあつては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (3) 調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

#### 第2 調査計画書の体裁

- 1 用紙の規格は、原則として日本産業規格A列4番によること。
- 2 横書き、左とじとすること。